

## 大飯原発3,4号炉 差止訴訟を 支えてください。

### 75名の弁護団を結成

全国から多くの弁護士が参加しています。  
脱原発弁護団代表の河合弘之弁護士を始め  
もんじゅ裁判の海渡雄一弁護士も弁護団に  
参加しています。

#### 弁護団ご紹介 (一部)

安部 剛	弁護士	福井市宝永4-9-15 吉村・麻生・安部法律事務所
円居愛一郎	弁護士	福井市春山2-1-6 円居・北川法律事務所
鹿島 啓一	弁護士	金沢市駅西本町5-1-1 金沢税務法律事務所
佐藤 辰弥 (弁護団団長)	弁護士	福井市春山1-1-14 佐藤法律事務所
島田 広	弁護士	
吉川 健司	弁護士	福井市宝永4-9-15 泉法律事務所
坪田 康男	弁護士	
黛 千恵子	弁護士	
笠原 一浩	弁護士	敦賀市布田町84-1-18 みどり法律事務所

原告(裁判所への印紙代と会の運営費) 15000円 (2013年2月28日締切り)  
支える会 会費 3000円 (福井県内県外を問いません。)  
カンパ 一口1000円 ※いくらでもかまいません。  
(何口でも)(福井県内県外を問いません。)

#### ●ゆうちょ銀行からお振込の場合

□座名称: 福井原発差止訴訟を支える会  
記号: 00760-6 番号: 108539

#### ●ゆうちょ以外の金融機関からお振込の場合

□座名称: 福井原発差止訴訟を支える会  
ゆうちょ銀行 店名: ○七九 店番: 079  
預金種別: 当座預金 □座番号: 0108539

※ご注意!! 上記ゆうちょからの振込みの場合と口座番号が違います

弁護団連絡先 **笠原一浩弁護士** (事務局長)

みどり法律事務所

〒914-0041敦賀市布田町84-1-18 TEL 0770-21-0252 FAX 0770-21-0253

◎原告団問合せ・連絡先

小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町14-1  
松田 正(090-2037-9322) 〒910-0315 福井県坂井市丸岡町小黒29-1-1

福井から原発を止める裁判の会情報発信中⇒<http://adieunpp.net/>



**もう我慢できない!**  
大飯原子力発電所3・4号炉差止訴訟のあらまし  
福井から原発を止める裁判の会

# 私たちは安全に生きたい、

3.11から、これまでどれだけの涙を流してきたことでしょう。家を奪われ、土地を奪われ、放射能のことで家族崩壊、地域崩壊、汚染されているにもかかわらず飲まなければならない水被爆され続けているのに効果的なことは何一つ支援できないでいる悔しい涙。この「苦しみ」を裁判官に訴えたい。

ただ穏やかな生活がしたいだけなのです。

私たちの安全は、「法律」によって守られていたのではなかったのでしょうか。

法に不備があり私たちを守ることができないのでしょうか。それとも法の運用の仕方に不備があり、一部の科学者たちが警鐘を鳴らしていたにもかかわらず、福島を事故を起こすような物を認められたのでしょうか。

しかし、子供や孫たち、そして未来の人たちの為に、献身的で、諦めない善良な人達、仲間達によって、この苦しい状況を変えることができることを信じています。

これまでの社会もそのようにして変えてきたのですから。

大飯原発3, 4号機差し止め訴訟福井裁判 原告世話人 松田正



1

## 大飯原発3・4号機運転差止訴訟概要

事件名：大飯原発3・4号機運転差止請求事件

提訴日：2012年11月30日

原告：福井県・事故による影響を受ける地域に居住する住民ら154名

原告代理人：福井弁護士会・全国の弁護士ら75名（弁護団長：佐藤辰弥）

被告：関西電力株式会社（代表者代表取締役：八木誠）

請求の趣旨：被告は大飯原発3・4号機を運転してはならない。

請求の原因：

### 1 序論と結論

わが国は、広島、長崎、そして、福島で深刻な放射能被害の恐ろしさを目の当たりにした。原発が世界一集中する福井県においては、これらの被害から真摯に学ばねばならないはずであった。

ところが被告は福島第一原発事故の原因が究明されておらず、安全基準も改定されていないにもかかわらず大飯3・4号機の再稼動を強行した。このような再稼動が原告らの人格権及び環境権を侵害するのは明らかであるから、原告らは、被告に対し、大飯3・4号機の運転差止を求める。

### 2 日本最大の公害被害

福島第一原発事故では広島原発数百個分の放射性物質が環境に放出され、現在もなお放出され続けている。

チェルノブイリ原発事故の際の「移住義務ゾーン」「移住権利ゾーン」に匹敵する深刻な土壌汚染に限ってみてもその範囲はきわめて広く、16万を超える人々が長期にわたる避難を余儀なくされており、被ばくによる健康被害、とりわけ子どもの健康被害が強く懸念される。

しかしながら、最悪の場合、更に大規模な水蒸気爆発などの重大な事態も起こりえたのであり、もしそうなっていたら今の5倍、10倍の放射性物質が放出されていた。

福島第一原発事故は、原発のリスクは決して許容できるものではないことを明らかにした。

2

### 3 福島第一原発事故をふまえた立証責任

伊方最高裁判決は、被告に具体的な立証の負担を負わせた。福島第一原発事故が、原発事故被害の甚大さと原発の危険性を明らかにした以上、その考え方を一歩進めて被告に立証責任まで負わせるべきである。

志賀原発訴訟一審判決は、“原告らにおいて、被告の安全設計や安全管理の方法に不備があり、本件原子炉の運転により原告らが許容限度を超える放射線を被曝する具体的可能性があることを相当程度立証した場合には、公平の観点から、被告において、原告らが指摘する「許容限度を超える放射線被曝の具体的危険」が存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くすべきであり、これをしない場合には、上記「許容限度を超える放射線被曝の具体的危険」の存在を推認すべきである”という正当な判断を行っている。



福島第一原子力発電所事故後の映像 ウェーブより

### 4 地震と津波の危険性

日本は地震大国であり、このような土地に多くの原発を設置・運転しているのは日本だけである。

大飯3・4号機が位置する若狭湾周辺にも多数の断層がある。とりわけ1・2号機と3・4号機の間を走るF-6破碎帯は活断層である可能性が濃厚であり、このような場所には原発を建てる事自体が許されない。また近くに位

置するFO-A断層・FO-B断層・熊川断層の三つが連動して動いた場合は極めて危険である。

活断層が確認されていない場所でも大地震が発生した例は多数ある。大飯原発においても、既往最大論を前提として、これまで活断層が確認できる場所で起きた最大規模の地震を想定する必要がある。

また東北地方太平洋沖地震におけるような大津波が襲った場合、大飯原発には対応できる手立ては存在しない。



渡辺満久教授の資料より

### 5 大飯原発の技術的危険性

大飯3・4号機のような加圧水型原子炉では、冷却材喪失事故が発生した場合、冷却水を循環させるポンプが目詰まりを起こすという構造的な問題がある。

また原子炉压力容器の溶接部分から冷却水が漏れる危険性もある。

さらに前述の三つの断層が連動して動いた場合、大飯3・4号機の制御棒挿入時間が評価基準値より遅くなることは明らかである。

福島第一原発事故のようなシビア・アクシデントが起こる可能性が否定できないのに、これらの問題は何ら解決されないまま3・4号機は運転されている。

### 6 現行の安全審査指針・技術指針は不合理かつ失効している

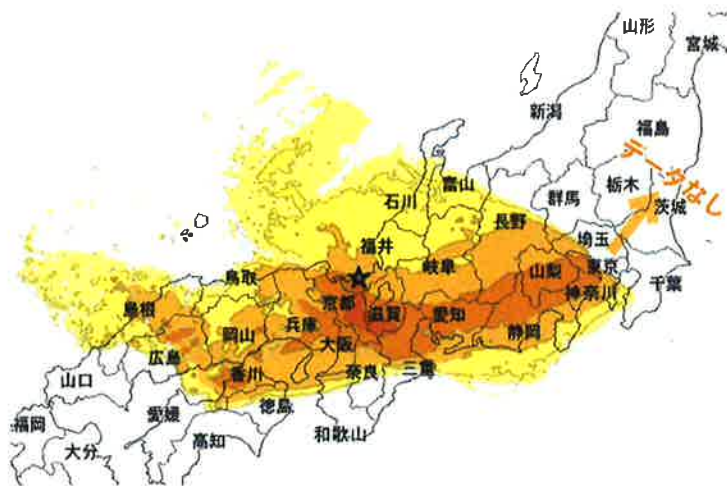
大飯3・4号機は安全設計審査指針類によって設置許可を受けている。

しかし、福島第一原発事故によって、これらの指針類が何ら安全を保証す

るものではなかったことが明らかになった。長期間の電源喪失を考慮する必要はないという指針が誤っていたことは言うまでもないが、そもそも「単一の原因」による「一つの機器」の故障を想定すればよいという単一故障という指針自体が不合理であることが明らかとなった。このような安全設計審査指針類は、その不合理性ゆえに無効である。

また現行の指針類は内閣総理大臣をはじめとする命令等制定機関が失効を宣言していること、わが国が福島第一原発事故を経験したという立法事実の変遷から、もはや失効している。

したがって大飯原発の設置許可は違法・無効であって、運転させてはならない。



## 7 放射性物質拡散の危険性と被害の重大さ

放射線を浴びた場合の発がんリスクについては、これ以下なら安全という「しきい値」は認められておらず、若年者は高齢者の数倍のリスクを負う。原告らは原発に由来する被ばくについてはいかに低線量であっても受け入れることは出来ないが、一般人の被ばく許容限度は少なくとも国の定めた年間1 mSvにすべきだと考える。

福島第一原発事故により被ばく量が年間1 mSvを超える可能性のある地域は国土の3%に及んでいる。食物等を通した内部被ばくによる健康被害も深

刻な問題である。

もし福島第一原発事故で最悪の事態が起きていれば、大量の放射性物質が東北各県や首都圏を汚染し、破滅的な事態に陥っていた。

福井県は15基の原発を抱える原発密集地であり、運転中でなくとも大量の使用済み核燃料を保管している。

以上により、大飯原発において最悪の事故が発生したと想定した場合、原告らのうち最も遠方の北海道に居住する者についても、年間1 mSvを超える被ばくの恐れがあるから、すべての原告らにおいて、人格権・環境権侵害の具体的危険が認められる。

## 8 電力需給は運転再開の理由にならない

大飯3・4号機は、今夏の電力不足を理由に再稼動が強行されたが、電力不足は生じていなかったことが明らかとなった。

事故のコストを考慮すれば、原発のコストが低廉であるとは言えず、温室効果の削減という観点でも原発の必要性はない。

このように大飯原発の稼動については必要性すら認められない。 以上



こんな事態は異常です。

